

おokayまユニバーサルデザイン 推 進 指 針

平成16年3月

岡 山 県

目 次

第1章	はじめに	1
第1節	おかやまユニバーサルデザイン推進指針策定の趣旨	1
1.	推進指針策定の趣旨	1
2.	推進指針の性格	1
3.	継続的改善	1
第2節	ユニバーサルデザインの考え方	2
1.	ユニバーサルデザインとは	2
2.	ユニバーサルデザインの理解	2
(1)	バリアフリーからユニバーサルデザインへ	2
(2)	ユニバーサルデザインの出発点	3
第3節	推進指針策定の背景	3
1.	高齢社会への対応	3
2.	人口減少社会への対応	4
3.	国際化への対応	5
4.	地域産業の活性化	5
第2章	ユニバーサルデザインで目指す姿	6
第1節	ユニバーサルデザインで目指す社会	6
第2節	取組の方向	6
1.	発想の転換	6
2.	パートナーシップによる取組	7
3.	ユニバーサルデザインによる県民資産の蓄積	7
第3章	おかやまのユニバーサルデザイン	7
第1節	ユニバーサルデザイン推進の基本姿勢	7
第2節	ユニバーサルデザイン推進のための5つの視点	8
第3節	分野別の取組	10
1.	まちづくり	10
①	公共的施設・建築物	10
②	交通機関・施設	11
③	道路（含む歩道）	12
④	住居	13
⑤	商店街等	14

⑥公園、観光地等	14
2. もの（製品）づくり	15
3. 情報・サービス	16
①情報	16
②サービス	17
4. 社会参加	18
第4節 ユニバーサルデザインの普及	19
1. 意識の醸成	19
2. 人材の育成	20
第4章 ユニバーサルデザインの推進体制等	21
第1節 県の取組	21
1. 推進体制の整備	21
2. 進行管理	21
第2節 市町村への期待	21
第3節 県民への期待	22
第4節 NPOなど民間団体への期待	22
第5節 事業者への期待	22

第1章 はじめに

第1節 おかやまユニバーサルデザイン推進指針策定の趣旨

1. 推進指針策定の趣旨

岡山県では、もう一度人間の原点に立ち返り、思いやりや助けあいなど、人の「心」を大切にしながら、更なる発展・飛躍を図り「快適生活県おかやま」を実現していくことにしています。

このため、若い人もお年寄りも、障害のある人も、男性も女性も、県政の主役であるすべての県民が、自らの価値観をもとに主体的に活動し、幅広い分野でその個性や能力を十分に発揮できる「夢と希望あふれる岡山県づくり」を積極的に推進することになっています。

これまでも、平成12年4月から施行した「岡山県福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者や障害者をはじめすべての県民が、安全で快適に生活できる社会の実現を目指して様々な取組を行ってきましたが、この取組を継承・発展させ、“福祉のまちづくり”をより幅広く、効果的に展開していくため「ユニバーサルデザイン」の考え方に基づいて“すべての人にとって暮らしやすいおかやまづくり”を進めていくこととして、この推進指針を策定しました。

2. 推進指針の性格

この指針は、ユニバーサルデザインの考え方を県政の様々な分野で取り入れ、総合的、全庁的に取り組むべき基本的な方向を示すものであり、また、県民、事業者、NPO（注）等の団体、市町村など様々な主体で、県と共通の理解と認識のもとで連携・協働しながらユニバーサルデザインを推進していくためのガイドラインとして活用していただくことを期待するものです。

（注）NPO：不特定多数の利益の増進のために、自発的・自立的に社会貢献活動を行う
非営利活動組織（団体、グループを含む）

3. 継続的改善

ユニバーサルデザインは、すべての人にとっての暮らしやすさを追求する終わりのない取組であり、常に施策事業を点検し、改善を図りながら、完成度を高めていく継続的な見直し・改善（スパイラルアップ）のしくみ

を構築していくこととします。

第2節 ユニバーサルデザインの考え方

1. ユニバーサルデザインとは

「ユニバーサルデザイン」は、ユニバーサル（すべての、普遍的な）とデザイン（計画、設計）の2つを組み合わせた言葉です。アメリカの建築家であり工業デザイナーであった故ロン・メイス氏によって提唱され、「年齢、性別、能力、国籍など個人の特徴にかかわらず、はじめから、すべての人にとって安全・安心で、利用しやすいように、建物、製品、サービスなどをデザインする」という、非常に幅広い意味で使われています。

2. ユニバーサルデザインの理解

(1) バリアフリーからユニバーサルデザインへ

本県では、高齢者や障害者をはじめ、誰もが自由に行動し、安全で快適に生活できる社会を築く、“福祉のまちづくり”を推進するため、日常生活や社会生活における様々な障壁（バリア）を取り除くバリアフリーに取り組んできました。

一般にバリアフリーとは、「段差など物理的な障壁」、「法律など制度的な障壁」、「情報や文化などの面での障壁」、「偏見や差別など意識上の障壁」といった社会参画への支障となるバリアを取り除くことで、高齢者や障害者など、社会参画を制約されてきた人たちが自由に活動できるようにすることといえます。具体的には、段差を解消するためのスロープや、車いすを使っている人も利用できるトイレの設置など、個々の障壁を取り除く点において、バリアフリーはこれまで大きな成果を上げてきました。

その一方で、バリアフリーが、高齢者や障害者などを対象に行われてきたことから、特別な人への配慮といった理解にとどまっているという反省もあります。

このようなバリアフリーの問題点を克服しながら、障壁をなくしていくためには、すべての人にとって利用しやすい環境を整備していこうというユニバーサルデザインの考え方が必要です。

今後、ユニバーサルデザインの考え方が浸透し、まちづくりなどが進めば、これまで以上に多様な人々の社会参画が容易となり、誰にとって

も暮らしやすく個性豊かな地域づくりにもつながるものと考えられます。

このため、不特定多数の人が利用する施設を整備する場合には、「岡山県福祉のまちづくり条例」等の基準を満たすことはもちろん、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、利用者など多くの関係者の意見を聞きながら、より多くの人々が利用しやすい施設の整備を進めていくことにします。

(2) ユニバーサルデザインの出発点

ユニバーサルデザインでは、「人は多様である」という認識が考え方の出発点です。

人は、体格、性別、能力、言語などあらゆる面で一人ひとりが異なる個性や特徴を持っており、それぞれが個人として尊重されるべきものです。こうした多様な違いがあることを認識し、その違いに対応できるような環境づくりを考えていく必要があります。

人は誰でも、いずれ高齢期を迎えますし、また、怪我や病気、事故などにより一時的に障害を持つことがあります。

言い換えれば、「健常でない状況」というものは、誰もが普通に経験することといえます。

従って、健康な成人男性の利用を前提に、建物、製品、サービスなどを計画、設計するのではなく、はじめから、高齢者、障害者、子ども、妊産婦、外国人など、すべての人の利用を念頭において、すべての人が生活しやすい環境づくりを進めていくユニバーサルデザインの考え方が非常に重要であるといえます。

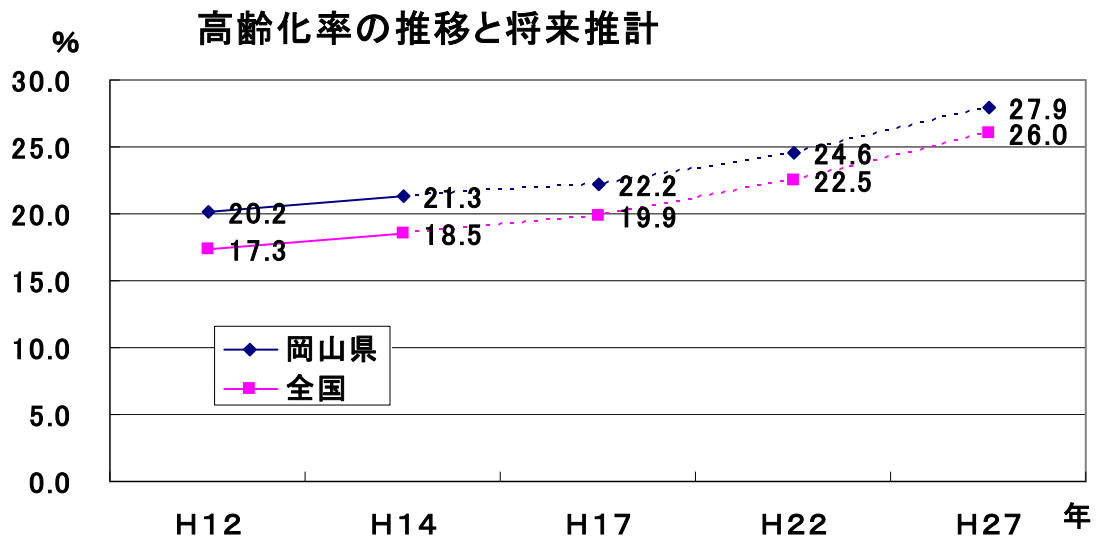
第3節 推進指針策定の背景

1. 高齢社会への対応

平成14年の人口推計によると、本県の高齢化率（注）は21.3%となっており、全国平均の18.5%を上回るスピードで高齢化が進んでいます。

このため、高齢者を念頭においた建物、製品、サービスなどの計画、設計が必要になっています。

（注）高齢化率：総人口に占める65歳以上の高齢者の人口の割合



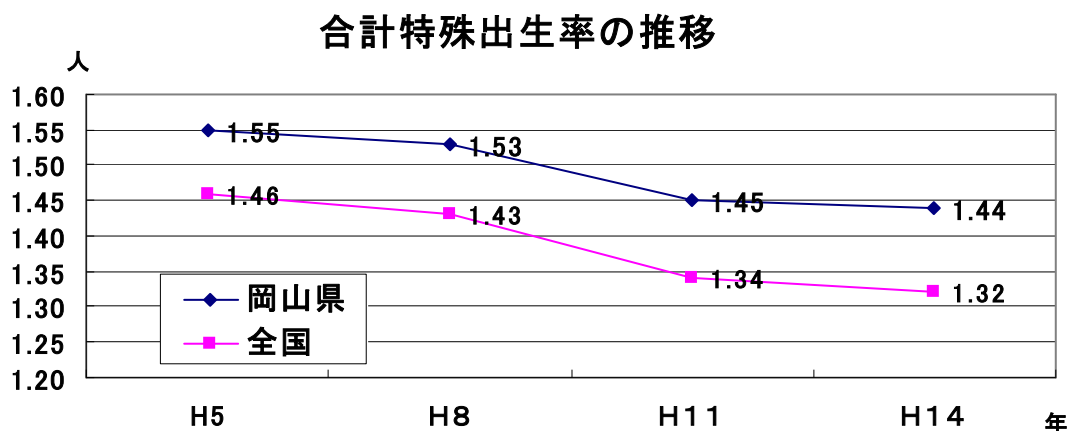
資料：平成 12 年は「国勢調査」、平成 14 年は「人口推計」、平成 17 年以降は
 国立社会保障・人口問題研究所の「都道府県の将来推計人口」による。

2. 人口減少社会への対応

岡山県の合計特殊出生率（注）は、1.44 人となっており、現在の人口を維持していくために必要といわれる 2.08 人を大きく下回っています。

人口減少により、若年労働力不足による社会活力の低下が懸念されるため、妊産婦、子育て中の人などにとって、子どもを安心して生み育てることのできる安心・快適な生活環境の整備を社会全体で進めていくことが求められています。

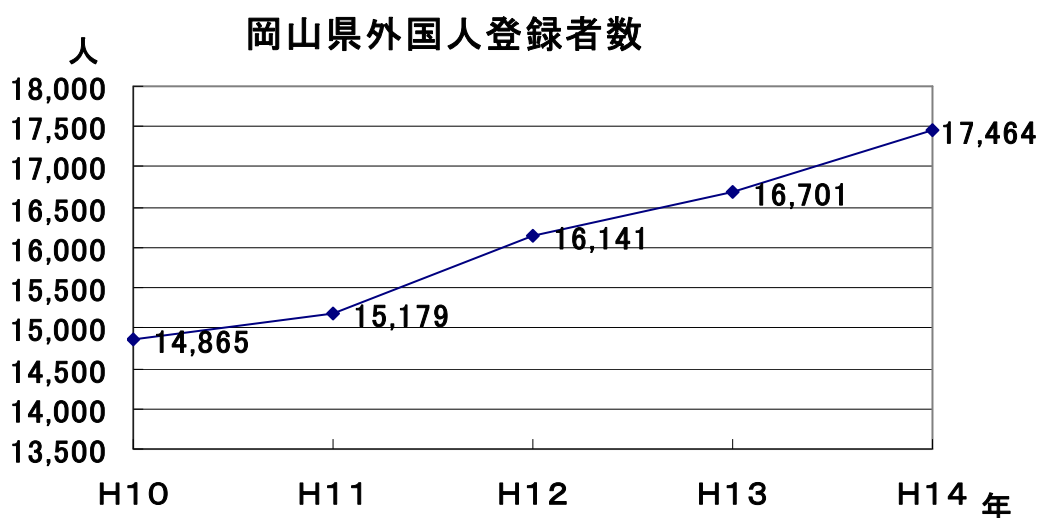
（注）合計特殊出生率：ひとりの女性が一生の間に産む子どもの数



資料：「人口動態統計」（厚生労働省）

3. 国際化への対応

国際化の進展により、岡山県においても観光などで多くの外国人が訪れたり暮らしたりしています。外国人は、日々の生活において、習慣や言語の問題で不便や差別を感じる事が考えられるため、外国人が安心して暮らせ、観光やビジネスが円滑に行えるような環境の整備に配慮する必要があります。



資料：「在留外国人統計」（法務省）

4. 地域産業の活性化

産業界では、その規模や業種にかかわらず、製品やサービスでの顧客満足度を高めることが、消費者の企業に対する信頼を高め、最終的に企業の価値向上に結びつくと考えられるようになってきています。今日、ユニバーサルデザインの考え方が製品やサービスの分野で急速に浸透してきています。これは、ユニバーサルデザインが、顧客満足度を高め、さらには企業価値を高めていくための有効な手段として企業に受け入れられてきているためであると考えられます。

従って、本県の地域産業を担う企業が、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた商品の開発に積極的に取り組むことによって、地域の産業の活性化や新規創業の可能性が大きく広がることが期待されます。

第2章 ユニバーサルデザインで目指す姿

第1節 ユニバーサルデザインで目指す社会

今日、誰もが暮らしやすい環境に恵まれ、それぞれが個性を發揮し、積極的に社会づくりに参画できることが大変重要になっています。ユニバーサルデザインは、一人ひとりの個性やニーズを積み重ねることによって、すべての人々にとって利用しやすいまち、もの（製品）、サービス等をつくっていかうという考え方に立っており、これからの社会づくりを進めるための新しい有効な手法です。

具体的には、次のような社会の実現を目指します。

◎**県民一人ひとりの個性が尊重される社会**

一人ひとりの個性をお互いが尊重し、その異なった個性を高めあい補いあうという気持ちを持って、一人ひとりの違いや差に価値を見いだそうとする社会

◎**「心」を大切にす社会**

もう一度人間の原点に立ち返り、多くの人がお互いの異なった状況や経験を理解し、尊重することを基盤にした、多様さに対する柔軟な姿勢をもち、人を思いやり、助けあうなど、「心」を大切にするという点を第一に考えながら、人づくり、ものづくりを進める社会

◎**誰もが自由に移動でき、積極的に社会参画ができる社会**

住む、移動する、働く、学ぶ、遊ぶといった社会活動に何の制約もなく参画できる社会

第2節 取組の方向

1. 発想の転換

ユニバーサルデザインは、「みんなのためのデザイン」とも言われ、その意味については「自分と違う立場の人を思う心に根ざしたデザイン」といえます。健康な人にとっては、何でもない階段やドアノブが、高齢者や子どもにとって、大きな障壁になっているかもしれません。こうしたことに気づくには、一人ひとりが「ものの見方」を大きく変えていかなければなりません。

つまり、“自分にとっては当たり前” のことでも、“すべての人にとって

当たり前”なのかどうかということを経験のなかで常に問い直す姿勢や考え方をもつ必要があります。

2. パートナーシップによる取組

利用者の多様なニーズに的確に対応し、ユニバーサルデザインを生活の様々な分野で展開していくためには、県民、事業者、NPO等の団体、行政が共通の理解のもとで、それぞれの役割を果たしながら、一緒になって考え、活動する協働（パートナーシップ）の取組が必要です。

3. ユニバーサルデザインによる県民資産の蓄積

高齢者や障害者、外国人など、誰にとっても便利で使いやすい、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた建物や、もの（製品）、サービスなどが増加することにより、生活のあらゆる面で利便性が高まり、すべての人々の日常活動が促進されます。

このようなユニバーサルデザインの視点からの取組によって、すべての人にとっての「暮らしやすさ」という生活の価値を高める有形、無形の資産が蓄えられることとなります。

そこで、“すべての人にとって暮らしやすいおかやまづくり”を進めていくためには、ユニバーサルデザインの推進で蓄積される県民資産、いわば「ユニバーサルデザイン・ストック」を増加させていくことが必要です。

第3章 おかやまのユニバーサルデザイン

第1節 ユニバーサルデザイン推進の基本姿勢

◎対話（コミュニケーション）の重視

多くの人にとって満足できる建物やもの（製品）を提供するためには、提供者と利用者などの関係者間で、課題やニーズの把握を踏まえた対話（コミュニケーション）が必要です。対話を重ねることにより、お互いの主張や意見の相違を認め合い、歩み寄り、解決策を見いだすことができます。

◎「できる限り多くの利用者のため」ということの重視

ユニバーサルデザインを取り入れていく場合、資金やスペース、さらには技術的な問題などもあって、現実には、すべての人の満足を得る結果が

出せるとは限りません。限られた条件のなかで、できるだけ多くの人が満足できるよう最大限の努力を行うとともに、困難さや限界が生じる部分については、他の手法（機器・用具や人的支援等）により補完していくことが必要です。

この場合には、その補完的な手段の内容を広く効果的に知らせることで、できる限り多くの利用者が円滑に利用でき、高い満足感を得られるような工夫が必要です。

また、様々なニーズの中には、立場や見方の違いによって、相反するものがあるかもしれませんが、冷静で息の長い対話を通してお互いが納得できる解決策を求めていく姿勢が重要です。

◎自然に受け入れられる魅力あるデザインの重視

ユニバーサルデザインを取り入れた建物や製品は、高齢者や障害者などに配慮しながら、誰が使っても違和感がなく自然に受け入れられ、利用する人の特別扱いにつながらないような「さりげないデザイン」が求められます。

また、同時に、誰にとっても、安全で機能面に優れていながら、使ってみたいとか、入ってみたい建物と思わせるような「魅力あるデザイン」であることが必要です。

◎継続的見直し・改善（スパイラルアップ）の重視

ユニバーサルデザインの視点でつくられた建物や製品であっても、利用者のニーズや社会変化により不便や不都合が生じてきます。このため、見直しや改善を継続し、より良いものにしていく必要があります。

第2節 ユニバーサルデザイン推進のための5つの視点

ユニバーサルデザイン推進の原則を以下の5つに整理し、事業やものづくりなどを進める場合において、ユニバーサルデザインの考え方が生かされているかどうかをチェックする時の視点として使用することにします。

視点1 すべての人に使いやすく便利であること

様々なものの利用に当たっては、楽な姿勢で、また、十分なスペースが確保されているかなどの観点から、使い勝手の良さが求められます。

また、力の有る無しや背の高さなどに関係なく、誰にとっても使いやすいかどうかなどもユニバーサルデザインを推進する上で重要な視点です。

視点2 すべての人に分かりやすく簡単であること

建物や製品に限らず、情報・サービスなども含めて、様々なものが、できるだけ簡単に入手でき、分かりやすいこと等が求められます。

視点3 すべての人に公平であること（機会の平等）

すべての人に対し、情報やサービスの提供が公平に行われ、また、誰もが利用できるようにつくり、かつ容易に入手できることやプライバシー等への配慮が求められます。

視点4 すべての人に安全で安心であること

ついうっかりしたり、意図しない行動が、危険や思わぬ結果につながらないように配慮されており、防災、環境面を含めた広い視点での安全・安心が求められます。

視点5 選択肢があること（柔軟性があること）

できる限り利用する人の身体機能や能力などに合わせながら、汎用性のある形での解決策を考える必要があり、また、様々な状況の変化にも対応できることが求められます。

【参考】 視点の活用

5つの視点は、例えば『公共的施設や建築物』をユニバーサルデザイン面でチェックする際に、下記のように、視点毎のチェック項目を定め、ユニバーサルデザインへの配慮がなされているかどうかの検証をする等で活用することにします。

視点1 すべての人に使いやすく便利であること

- 施設内の設備は、位置や使用法も含め操作がしやすいか。
- 施設内の設備は、無理な姿勢をとることなく自然に利用できるか。
- 各部屋への出入りはスムーズにできるか。

- 各部屋、エレベーター、廊下、駐車場等十分な広さが確保できているか。

視点2 すべての人に分かりやすく簡単であること

- 道路から建物の入口まで、入口から目的の場所までの経路は、単純で分かりやすいか。
- トイレや休憩室等が分かりやすいか。
- 操作は簡単か、片手で使えるか。

視点3 すべての人に公平であること（機会の平等）

- スロープなどはさりげなく設置されているか。
- 気軽に利用できるトイレやベンチ・休憩室等が設置されているか。

視点4 すべての人に安全で安心であること

- 廊下や駐車場での見通しに配慮し、不用意に人や突起物にぶつかることはないか。
- 建物には、人体や環境に悪影響を与えるものが使用されていないか。
- 必要な場所には、デザインにも配慮された手すり等が設けられているか。
- 災害等の緊急時も想定した安全対策は十分か。

視点5 選択肢があること（柔軟性があること）

- イス・ベンチ、水飲み場や電話など、施設内に複数設置されているものは、様々な利用者に対応したものが設置されているか。
- トイレは、小児用小便器や幼児連れの人への対応が配慮されているか。

第3節 分野別の取組

この指針で目指す社会を実現するため、『まち』、『もの（製品）』、『情報・サービス』、『社会参加』の4つの分野の現状や取組の方向を示します。

1. まちづくり

①公共的施設・建築物

【現状・課題】

多くの建築物では、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律（ハートビル法）」や「岡山県福祉のまちづくり条例」により整備が図られているところですが、誰もが利用しやすい建築物となっていない面があります。

また、建築物での取組は進んでいるものの、周辺道路とのアプローチ、

連続性や統一性が必ずしも図られていない場合も見受けられます。

【取組の方向】

建築士や設計・施工業者など建設関係者のユニバーサルデザインに対する知識の普及、向上に努め、公共的施設の建設計画段階で、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施設として検討することになります。

そのためには、行政、建設関係者、利用者によるユニバーサルデザインのガイドラインの検討も必要です。

また、県など行政の事業として、モデル施設等の整備を検討します。

【取組の具体例】

■利用しやすい施設の整備

- ・公共的施設における、段差の解消、出入りしやすいドアの設置、トイレの改善、手すりの設置、利用しやすい観覧席の配置等の整備
- ・公共的施設における、非常口、非常階段、警報装置など災害等の緊急時を想定した安全対策など

■分かりやすい案内表示等の整備

- ・公共的施設における、大きな文字や絵文字の使用、外国語表示、音声案内装置等の設備及び案内表示等の設置場所の工夫など

■ユニバーサルデザイン基準の検討

- ・ユニバーサルデザインに基づいた新たなガイドラインの策定など

■県におけるモデル事業の取組

- ・ユニバーサルデザインを導入した県有施設の改善や整備など

■関係者に対する普及・啓発

- ・設計・施工業者等に対するユニバーサルデザイン研修会、学習会の開催など

②交通機関・施設

【現状・課題】

低床バス・電車の導入、駅へのエレベーター導入なども進められていますが、十分ではありません。

駅やバスターミナルには段差が多く、バス、電車などへの乗り換え、地下街への出入りなどにおいて、すべての人に配慮した円滑な移動手段の確保が不十分なところが見受けられます。

さらには、すべての人に配慮した乗り換えの案内表示などが、十分できているともいえません。

【取組の方向】

旅客施設等の改善にあたっては、ユニバーサルデザインの考え方を導入し、利用者の声を十分に反映させたものとなるようにします。

また、交通事業者などを対象に、ユニバーサルデザインの意識づくりに努めます。

案内表示などソフトについても、利用者の意見をできるだけ反映させていきます。

【取組の具体例】

■旅客施設等の整備

- ・ 駅やバスターミナル等の段差解消、エレベーター、エスカレーター、多目的トイレの整備
- ・ 駅の新設、改良等の交通関連施設の整備に際し、住民意見の聴取機会の設定など

■利用しやすい交通機関の導入

- ・ ノンステップバスや超低床路面電車の導入、分かりやすい情報案内装置の整備など

■公共交通の円滑化

- ・ 市街地への自家用車両の乗り入れ抑制などによる、公共交通主体の市街地内交通のあり方の検討など

■関係者に対する普及・啓発

- ・ 交通事業者等に対するユニバーサルデザイン研修会、学習会の開催など

③道路（含む歩道）

【現状・課題】

道路は、「岡山県福祉のまちづくり条例」等の基準により整備していますが、利用者と十分な意見交換がなされていないケースがあります。

また、街路においては、まだ車道と歩道の分離ができていないところもあります。

電線類などの地中化など、障害物の除去の必要性を感じる場所や、道路標識等が十分といえない状況もあります。

【取組の方向】

国、県、市町村の道路管理者が、ユニバーサルデザインの考え方を理解しながら一層の連携を図り、利用者の意見も聞き、個々の道路の利用状況も勘案しながら、道路整備のあり方を検討していきます。

【取組の具体例】

■安全で快適な歩行空間の整備

- ・歩道の段差解消や歩道幅員の確保、電線類の地中化、ポケットパークの設置
- ・関係者による歩道整備のあり方等の検討など

■歩行者のための道路標識・表示の整備やドライバーへの情報提供の充実

- ・分かりやすく見やすい道路標識・表示の整備や設置場所の工夫、ITS（高度道路交通システム）の推進など

■モデル事業の取組

- ・モデル地区での重点的な整備など

■関係者に対する普及・啓発

- ・設計・施工業者等に対するユニバーサルデザイン研修会、学習会の開催など

④住居

【現状・課題】

ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた住宅の必要性や良さが、県民に十分、普及・浸透していないとともに、住宅建設関係者も、ユニバーサルデザインの知識や情報が不足している場合があります。

特に、個人住宅では、資金面や空間・敷地の関係などで、必要な設備等の整備が十分にできていません。

【取組の方向】

住宅におけるユニバーサルデザインについての情報提供に努めるとともに、住宅建設関係者、県民への意識向上に努める必要があります。

【取組の具体例】

■暮らしやすい住宅の整備

- ・住宅の段差の解消や手すりの設置、ユニバーサルデザインを導入した住宅部品の開発による住環境の改善
- ・公営住宅の建設、改修におけるユニバーサルデザインの積極的な導入など

■高齢社会などに配慮した住宅の研究等

- ・高齢者等への配慮や多様なライフスタイルに対応した住宅のあり方を検討するための、関係者が連携した研究会など

■関係者に対する普及・啓発

- ・ 建築士、設計・施工業者等に対するユニバーサルデザイン研修会、学習会の開催
- ・ 一般住宅へのユニバーサルデザイン導入のための県民に対する啓発など

⑤ 商店街等

【現状・課題】

通路の幅が十分でなく歩行に支障が生じたり、気軽に休憩できるスペースの確保がなされていないところがあります。

また、商店の営業時間が短かったり、画一的で一方的なサービス提供により、消費者のライフスタイルやニーズに必ずしも十分に対応しきれれていません。

【取組の方向】

商店街での円滑な移動の確保や快適な商空間の形成に向けた、ハード、ソフト両面の検討が必要です。

【取組の具体例】

■ 誰もが利用しやすい商店街の整備

- ・ 商業施設における段差解消や商品展示の改善及び消費者に対する接遇や案内表示の配慮
- ・ 気軽に休憩できるスペースの確保
- ・ タウンモビリティ（注）の推進など

（注）タウンモビリティ：障害や高齢、怪我のため移動が困難な人に電動スクーター、電動車いすなどを提供し、ショッピングのための移動をスムーズに行えるようにするシステムのこと

■ 快適で魅力ある商空間形成に向けた検討

- ・ 商店街のユニバーサルデザイン化による活性化を検討するため、事業者や専門家で構成する研究会の設置など

■ 商業関係者に対する普及・啓発

- ・ 商業関係者のユニバーサルデザイン研修会、学習会の開催など

⑥ 公園、観光地等

【現状・課題】

公園のトイレやベンチなど、施設の管理も含め、すべての人が必ずしも、ゆったりと憩える空間になっていない面があります。

また、観光地では、初めて訪れる人にとって、そこに至る案内標識等の整備が十分ではないところもあります。

公園や観光地に至る歩道等についても、利用者すべてに配慮しているとはいえません。

【取組の方向】

施設整備の関係者、観光産業の関係者などに対するユニバーサルデザインの意識の普及に努め、利用するすべての人が身体的、精神的な疲れを癒す空間となるようにする必要があります。

観光地等への標識や案内について、外国の人も含めて、見やすく分かりやすいものにする必要があります。

【取組の具体例】

■誰もが利用しやすい公園等の整備

- ・行政が整備する公園等における、ゆったり座れるベンチや木陰、多目的トイレ等の整備
- ・設計・施工業者等に対するユニバーサルデザイン研修会、学習会の開催など

■誰もが訪れやすい観光地の情報提供

- ・車いす使用者や乳幼児連れの人等が利用できる施設の情報提供など

■分かりやすい案内表示等の整備

- ・公園や観光地などへの案内表示における、絵文字など分かりやすい案内板等の整備や設置場所の工夫など

2. もの（製品）づくり

【現状・課題】

最近では、ユニバーサルデザインの考え方がもの（製品）づくりの分野に広がっていますが、地域産業におけるユニバーサルデザイン製品開発の取組は、まだ十分ではありません。

すべての県民の利便性の向上と、地域産業の振興を図るため、様々な特性を持つ利用者を想定した製品開発を推進するための施策を、積極的に行う必要があります。

【取組の方向】

ユニバーサルデザイン製品について、利用者（県民）や事業者などに対する意識づくりを行い、製品の普及、製品開発の促進に努める必要があります。

また、ユニバーサルデザイン製品に対する利用者ニーズの把握手法を確立する必要があります。

【取組の具体例】

■人材・情報のネットワークの構築

- ・事業者、研究者、消費者等が連携して、ユニバーサルデザイン関連の情報や人材を共有できるようなネットワークの構築など

■企業における製品企画・開発の促進

- ・地場産業におけるユニバーサルデザインの普及、製品開発に向けた研究会の設置
- ・企業独自のユニバーサルデザイン規格（自己宣言型）の導入など

■製品の情報提供・普及促進

- ・県のホームページなどによるユニバーサルデザイン製品の関連情報の提供
- ・県立施設におけるユニバーサルデザイン製品の利用促進など

■誰もが使いやすい製品の紹介・啓発

- ・ユニバーサルデザイン製品の展示・紹介イベントの開催
- ・ユニバーサルデザイン製品のアイデア募集及び優秀作品の表彰など

3. 情報・サービス

①情報

【現状・課題】

行政情報については、複数の手段による情報提供がなされていないものもあるため、誰もが必要な情報を十分に入手できないことがあります。特に、視覚・聴覚障害の方に対する緊急時の情報が、的確に提供できるしくみができていません。

また、多くの情報の中には、文字が小さい、文章が長く分かりづらい、言葉が分かりにくいなど、その提供のあり方が十分でない状況です。

【取組の方向】

文書、マスメディア、サイン、イベントなど様々な情報伝達手段へのユニバーサルデザインの考え方の導入を進めるため、県が率先して取り組むとともに、関係者への普及啓発に努める必要があります。

また、IT（情報技術）活用においては、ユニバーサルデザインの考え方を導入して、ハード、ソフト両面における施策・事業を総合的に推進する必要があります。

【取組の具体例】

■分かりやすい行政情報の提供

- ・行政情報紙等の、大きな文字の使用や見やすい色づかい、平易な語句の使用、外国語の表記
- ・視覚、聴覚に障害のある人や高齢者、外国人などに配慮した防災情報の提供方法の検討など

■アクセスしやすく、分かりやすい情報の提供

- ・文字拡大や音声読み上げ、外国語表示ソフトなどを備えた障害者、高齢者、外国人等、誰もが利用しやすいホームページの作成
- ・ITを活用した県内施設等のバリアフリー情報の提供など

■ユニバーサルデザインを指向したIT関連施策の推進

- ・「おokayama IT戦略プログラム ee」における展開

②サービス

【現状・課題】

高齢者や障害者など、サービスの受け手に応じた柔軟な対応が求められます。

行政サービスは、利用手続が複雑で分かりにくく、窓口も分散していて不便であるなどの意見があります。

【取組の方向】

サービスの利用者の特性に配慮した対応方法や手続の簡素化など、誰もが利用しやすいサービスの提供に心がける必要があります。

さらに、関連するサービスを一箇所の窓口で受けることのできるワンストップサービス（注）を導入する必要があります。

（注）ワンストップサービス：一度の手続で必要とする関連作業をすべて完了させるようなサービス

【取組の具体例】

■おいでんせえ岡山へ・心のふれあう顧客サービス

- ・観光などサービス関連事業者への意識啓発や情報提供

■利用しやすい申請・届出等の行政手続

- ・電子申請システムの導入等による、利用しやすい行政サービスの提供や関係機関との連携によるワンストップ行政サービスの実現など

■国体など大イベントへのユニバーサルデザインの考え方の導入

- ・国体や全国障害者スポーツ大会、国民文化祭等における、ユニバーサルデザインを取り入れた会場整備や管理・運営など

4. 社会参加

【現状・課題】

障害者、高齢者、女性などにとって働きやすい就労環境の整備、参加しやすいイベントの開催、介助がしやすい環境の整備などにより、すべての人の行動範囲が広がり、社会参加がしやすくなります。

また、子育てにもやさしく、外国人が暮らしやすい環境の整備も求められています。

【取組の方向】

様々な特性や個性を持った人々が、社会参加を行うためには、移動手段、施設・設備、機器・用具さらには人的支援などハード、ソフト両面にわたる配慮が必要です。

【取組の具体例】

■障害者等に働きやすい就労環境の整備

- ・施設又は作業所における、段差解消、通路の幅や昇降手段の確保、さらには情報伝達や移動手段の確保など

■採用試験や資格試験などにおける配慮

- ・採用試験や資格試験などにおける、車いす利用者、視覚障害者、妊産婦等の受験者に対応した会場設営など

■多様な就業形態の推進

- ・小規模事業者に対する経営相談等による在宅ワーカーやSOHO事業者（情報通信技術を活用して事業活動を行っている個人事業者又は小規模事業者）への支援など

■事業者に対する普及・啓発

- ・事業者等に対するユニバーサルデザイン研修会、学習会の開催など

■公共的施設における子育て環境の整備

- ・官公庁やデパート、文化施設、公共交通機関の施設等における、おむつ交換台、授乳場所、託児室の整備など

■子どもにとって安全で快適な環境の整備

- ・子どもが身近で安全に利用できる遊び場や運動場等の確保（公園や学校の体育館、グラウンド等）など

■外国人に対する情報提供や交流機会の充実

- ・県内在住の外国人に対する、日本及び岡山県の文化や習慣、生活に必要な法律制度等の情報提供、また、多様な人との交流機会の場の提供など

■外国人に対する相談体制の充実

- ・県内在住の外国人からの、医療や子育て、住まい、就労、個人的な悩みなどの相談体制の充実、また、ボランティア・NPO等によるカウンセリングネットワークの構築の促進など

第4節 ユニバーサルデザインの普及

1. 意識の醸成

ユニバーサルデザインという言葉は、最近になって、新聞やテレビなどマスメディアでも見かけるようになってきました。しかし、まだ、その考え方が、一般に普及しているとはいえません。

そのため、県民がユニバーサルデザインの考え方に基づいた活動をするとか、事業者がユニバーサルデザインの考え方を取り入れたもの（製品）を開発したり、製品化しようとする取組は、まだ活発とはいえません。

また、せっかくユニバーサルデザインの考え方を取り入れて歩道の整備をしても、誰かがその中央に自転車を止めると、せっかくの歩道が役に立たなくなってしまいます。つくる側も、利用する側も、気持ちの中にユニバーサルデザインの精神を持っていてこそ、ユニバーサルデザインの考え方が生きるのです。

ユニバーサルデザインの基本は、自分自身の問題として、利用者自らが考えることにあります。人は誰でもこれまでの生活を当たり前のことと思っていることが普通ですから、今の環境を改善するという意識が薄いものです。また、利用者は、「問題があることは知っている」が、自分で解決策を考えたり提案することにも慣れていません。

社会の不便さの多くが環境によるものだと気づくには、「ものの見方」の変換をしていくことが必要ですが、それは一人の問題意識をみんなに伝え、それをみんなで共有し解決を目指していくというプロセスを様々な場面で行うことによって実現していきます。

このため、多くの県民にユニバーサルデザインの考え方を理解してもらうための普及・啓発を行うとともに、まちづくりなどの計画、実施においては、県民（利用者）が主体となって参画し、行政等が県民（利用者）と一緒に考え、試行し、理解を深める場をつくることが重要です。

このようにユニバーサルデザインの考え方を「県民みんなに知ってもらおう」ことが、ユニバーサルデザイン推進の最も基礎的で、重要な課題です。

具体的には次のような取組を進める必要があります。

①県民等への情報提供

- 県の広報紙やホームページなど様々なメディアを通じた、考え方や具体例の紹介
- ユニバーサルデザインの事例やチェックポイントを盛り込んだガイドブックの作成
- ユニバーサルデザイン製品やパネルの展示など

②県民等への意識啓発の場の提供

- まちづくり計画等における住民参加の促進
- 地域や職場におけるユニバーサルデザインに関する講座や生涯学習における関係講座の開催など

③職員の意識啓発

- 県における計画的なユニバーサルデザインに関する職員研修など

2. 人材の育成

ユニバーサルデザインの考え方や取組が、県民に浸透し、定着していくためには、大学や産業界、NPOなど団体とも連携しながら、推進の核となる人材や組織づくりを進めていくことが必要です。

また、県などの行政機関をはじめ、NPOなど民間団体において、ユニバーサルデザインに関する情報・事例の収集発信、調査研究、様々な取組の支援などの体制が十分整備されているとはいえない状況です。

教育の面においては、感受性の豊かな子どもの頃から、自然にユニバーサルデザインの意識が育まれるような環境づくりを進めることが重要です。

そのためには、教員一人ひとりがユニバーサルデザインに関する知識、理解を深めるとともに、小・中学校における指導のあり方について検討する必要があります。

具体的には次のような取組を進める必要があります。

①指導者・専門家の育成

- 建築・デザイン等に関する専門教育機関におけるユニバーサルデザイン関連科目の導入促進
- 様々な分野からユニバーサルデザイン推進のリーダーを育成してい

くための研修（ワークショップなど）や学習機会の提供など

②人材の蓄積

- 県内大学等の関係学部（学科）における、ユニバーサルデザインに関する研究、人材育成
- 国内外の専門家や関係者が参加するシンポジウムの開催等、様々な分野の専門家とのネットワークの構築など

③学校教育での取組

- 子どもの頃からユニバーサルデザインを実体験として学べるよう、学習カリキュラムの整備等、学校教育への導入

第4章 ユニバーサルデザインの推進体制等

第1節 県の取組

1. 推進体制の整備

ユニバーサルデザインの推進にあたっては、全庁的に各部署が協力、連携しながら、計画的・体系的な取組を進めます。

2. 進行管理

この指針に基づき、着実なユニバーサルデザインの推進を図るため、各分野ごとの取組について、毎年検討を行うとともに、実施状況の把握に努めます。

また、社会経済情勢等の変化や国内外のユニバーサルデザインを巡る情勢の変化を的確につかみ、この指針の見直しの必要性を随時検討するなど、柔軟な対応を行います。

第2節 市町村への期待

市町村には、この指針の趣旨や内容を十分理解し、住民に最も身近な行政機関として、様々な分野において、主体的に取り組んでいただくことを期待しており、まちづくりと関連した市民活動団体との協働の推進をはじめ、ユニバーサルデザインの窓口の設置や普及・啓発に取り組んでいただきたいと考えています。

また、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたモデル事業の実施などにも取り組むことを期待します。

第3節 県民への期待

県民の皆さんには、まず身近でできるところから、主体的に取り組んでいただくことを期待します。

ユニバーサルデザインに対する理解を深めることが第一歩で、困っている人に積極的に手をさしのべることや、障害者のための駐車場などに自動車を止めないことなど人を思いやる心を持ち、自然にさりげなく行うことから始めることを期待します。

また、行政や事業者などに対し、建設的な提案として、問題点や改善方法の提案を行うとともに、ユニバーサルデザインを推進するNPOやボランティアへの積極的な参加を行うなど、県民一人ひとりが、自分の問題として推進のための活動を行い、活動の輪が広がることを期待します。

さらに、ユニバーサルデザイン製品の積極的購入や製品モニターへの積極参加などについても期待します。

第4節 NPOなど民間団体への期待

NPOなどの民間団体には、ユニバーサルデザインの考え方の普及や、活動のネットワーク化、行政や事業者に対する県民の声の伝言や具体的な提案などの活動をされることを期待します。

また、この指針の趣旨や内容を理解いただき、民間団体の立場で、行政や事業者の取組に積極的に協力していただくことや、自主的な取組を推進されることを期待します。

第5節 事業者への期待

事業者は利用者に製品・サービスの提供を行うとともに、従業員を雇用しており、社会的に大きな責任を担っています。

その責任の大きさを自覚し、利用者にとって真に安全・安心で利用しやすいもの（製品）・サービスの提供や、従業員にとって働きやすい職場環境の整備をはじめ、職場や業界におけるユニバーサルデザインを推進する人材養成を期待します。

製品の企画立案の段階から、できるだけ多くの利用者の意見を取り入れた製品づくりに取り組んでいただくとともに、同業種、異業種の事業者、民間団体、大学等との交流、連携など、ユニバーサルデザイン推進の中心としての活動を期待します。